

堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム運営支援業務 仕様書

1. 業務名

堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム運営支援業務

2. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3. 履行場所

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム事務局（堺市政策企画部先進事業担当内）ほか

4. 業務の目的

健康寿命の延伸に資する産業創出を図る堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム（以下、本コンソーシアム）の趣旨を実現するため、本コンソーシアムの取組を支援し、新規プロジェクトを創出すること及び堺市の施策等と連携した本コンソーシアムの取組を全国の企業やアカデミアに情報発信することを目的とする。

5. 業務の内容

本事業は以下の総価契約及び単価契約の内容から構成するものとする。

【総価契約に係る業務内容】

(1) 新規プロジェクトの創出に向けた支援

○地域課題の解決に資する新たなヘルスケアサービスの創出に向けた取組

「フレイル予防」「認知症予防」「生活習慣病予防」等、ヘルスケア分野の具体的テーマに基づくプロジェクトの創出に向け、構成メンバーや実施スキーム、スケジュール、資金調達等、プロジェクト組成を行うこと。また、組成されたプロジェクトの有効性や市場性等を把握するための実証プロジェクトを、4件を目途として実施すること。

プロジェクトの創出に向けては、勉強会の開催やコンソーシアムメンバー以外の機関等も含めたディスカッション機会の提供等、具体的なアイデアを創出できるよう実施手法等について工夫すること。

なお、関係機関との日程調整、会議などの会場セッティング、関連資料及び議事録の作成、経費の支払いを含めた事務を行うこと。

(2) 情報発信に向けた支援

○企業・大学等に向けた情報発信事業

コンソーシアムの取組や市の施策等を踏まえ、全国の企業・大学等に向けてコンソーシアムの取組を紹介し、産業創出に向けた機運を醸成するイベントの企画運営を行うこと。

イベントの開催にあたって必要な講演者の選定、旅費・謝礼金等の手配、会場や機材の借り上げ、舞台の設置や看板・誘導案内の設置、人員等の手配（手話通訳者を含む）、資料作成、参加者の調整など開催に必要な業務を実施すること。

また、イベントの開催にあたって、チラシ、ポスターの作成など効果的な広報活動を行うとともに、保険加入を含めたイベントの開催にかかる経費の支払いを行うこと。

※ 上記について、参加者に対するアンケートの実施及びその集計分析を行うこと。

(3) 本コンソーシアムのパンフレットの作成・印刷及びロードマップの印刷

【単価契約に係る業務内容】

上記「地域課題の解決に資する新たなヘルスケアサービスの創出に向けた取組」において、サービスの有効性や市場性等を把握するための実証プロジェクトを行う場合は、実証プロジェクトの実施一案件ごとに以下の単位表に基づき支払いを行う。実証プロジェクトの実施に当たっては、必要となる各種調整や円滑実施に向けた支援を行うこと。また、実施者に対して実施計画書及び実施報告書の提出を求め、実施効果を明らかにすること。

単位表

区分	単位
実証プロジェクト等の実施支援	件

*本件の予定数量は4件とする。

【実証プロジェクトの定義】

ヘルスケア分野に係る住民の生活の質や利便性の向上を図ることを目的とし、民間事業者と本市が連携して以下の趣旨のいずれかに該当する実証実験を行うことを「実証プロジェクト」という。

- ①政策効果・取組効果や費用対効果の検証
- ②事業の持続可能性の検証
- ③事業の市場性の検証
- ④ニュータウンでの実施可能性の検証（泉北ニュータウン地域を事業の対象エリアとする場合）

(4) 業務報告書の作成

上記「総価契約に係る業務内容(1)(2)(3)」及び「単価契約に係る業務内容」の業務報告(実証プロジェクト実施者に提出させる実施計画書及び実施報告書の内容を含む)及びそれに基づく今後の改善点や取組に向けた提言を記載した報告書を作成すること。

6. 疑義

受注者は本仕様書及び本業務の履行に関して疑義が生じた場合は、速やかに協議のうえ、発注者の指示に従わねばならない。

7. 提出書類

受注者は、契約後速やかに次に掲げる書面を作成し、(2)(3)については発注者の承認を得なければならない。

- (1) 業務責任者届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務実施工程表

受注者は発注者との連絡を密にし、担当職員の指示に従わなければならない。また、工程表の進捗状況を発注者に報告するとともに、打ち合わせ等の会議録等の提出を行うものとする。

8. 貸与資料

本業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有しているものについては、発注者と受注者協議の上貸与するものとする。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出し、本業務完了とともに返却しなければならない。

9. 完了確認

- (1) 受注者は、発注者の検査までに成果品を作成し、発注者の指示に従って納品しなければならない。
- (2) 成果品の主な内容
 - ・ 堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム運営支援業務報告書
紙媒体3部 電子媒体2部
(電子媒体はPDF及びWORDなど加工可能な形式で納品すること)
 - ・ 打合せ記録 1部
 - ・ 各業務において生じた資料及び作成されたデータ一式
 - ・ 本コンソーシアムのパンフレット 200部
 - ・ 本コンソーシアムのロードマップ 100部(約70ページ分)
(本市よりデータを提供する)

- ・その他、発注者が指示するもの

10. 著作権等

成果品の著作権は、使用、未使用に関わらず、発注者に帰属するものとする。受注者は発注者の許可なく成果品を他に利用、公表又は貸与してはならない。

11. その他

- (1) 受注者は、契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と綿密な連絡をとり、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、その都度打ち合わせ内容を文章に記録し、発注者に提出しなければならない。打ち合わせは発注者（政策企画部）事務室で行うことを基本とする。打ち合わせ記録の作成は、電話、FAX、電子メール等による打ち合わせの場合でも作成しなければならない。本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する経費は全て受注者の負担とする。打合せ時期については実施工程の各段階で行うものとし、詳細は発注者の指示に従うものとする。
- (3) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者双方協議の上、定めることとする。

12. 暴力団等の排除について

- (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止
 - ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
 - ② これらの事実が確認された場合、本コンソーシアムは受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。
- (2) 再委託契約等の締結について
受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時に堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。
- (3) 誓約書の提出について
 - ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額総額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
 - ② 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これ

らの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本コンソーシアムへ提出しなければならない。

③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本コンソーシアムに報告するとともに、警察に届け出なければならない。

②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本コンソーシアムに報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③本コンソーシアムは、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

13. 注意事項

(1) 受注者は、堺市個人情報保護条例を遵守し、業務上知りえた個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また業務終了後も同様とする。

(2) 業務の実施にあたって作成した成果品・資料及び収集した情報は、全て発注者に帰属し、受注者は、発注者の承諾を得ることなく、他に公表・貸与してはならない。

(3) 業務完了後に受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合、受注者は、速やかに発注者が必要と認める訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

(4) 業務実施にあたり、文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記し、その写書を提出すること。